



厚生労働大臣指定法人・一般社団法人

いのち支える自殺対策推進センター

いのち支える

Japan Suicide Countermeasures Promotion Center (JSCP)

令和6年5月2日（木）作成

令和6年度

地域自殺対策推進センター自殺対策担当初任者研修会

こども・若者の自殺危機対応チーム事業について

---

地域連携推進部 こどもの自殺危機対応推進担当

下野 精太

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人

いのち支える自殺対策推進センター

Japan Suicide Countermeasures Promotion Center

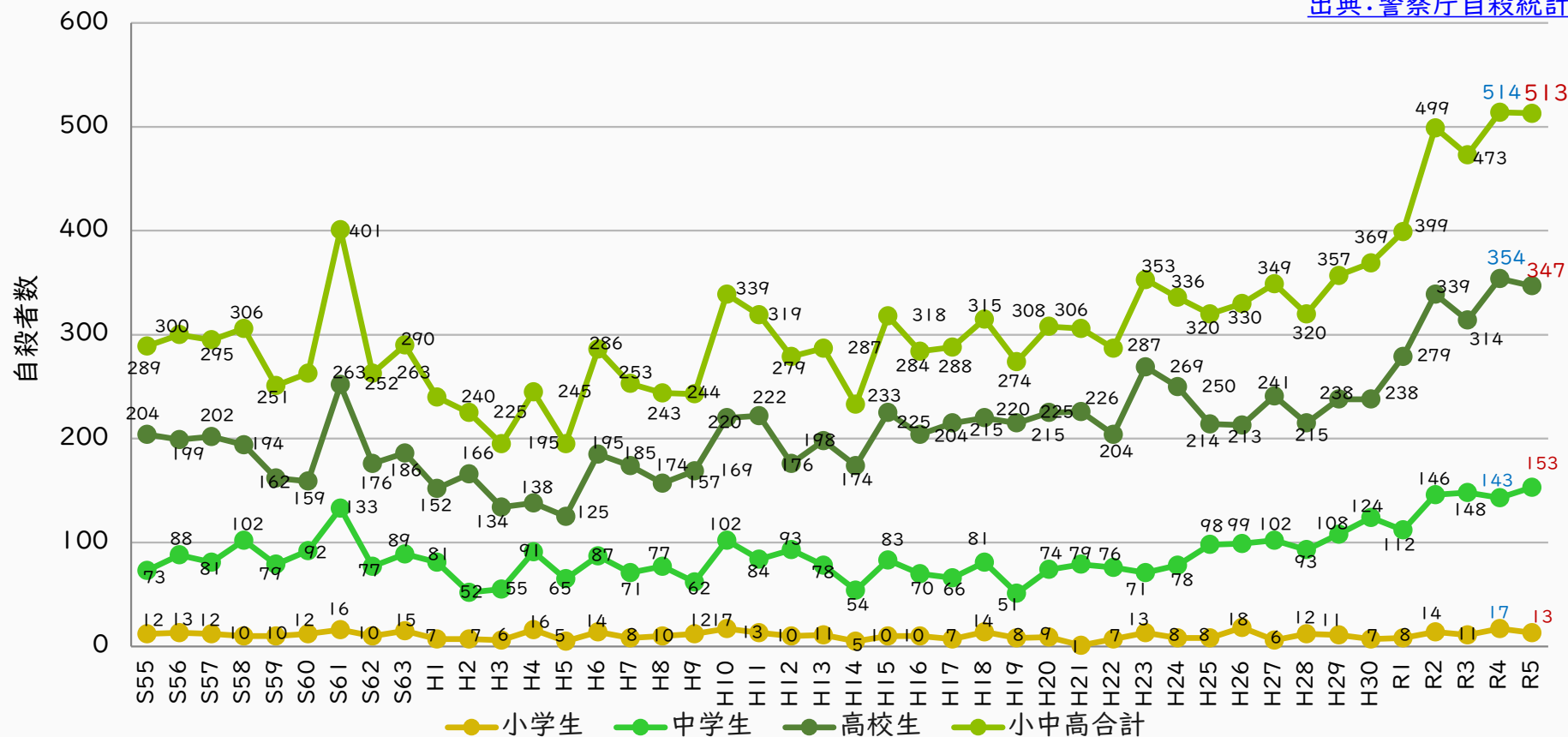
# なぜ「こども・若者の自殺危機対応チーム」が必要なのか

## 近年、児童生徒の自殺者数がきわめて深刻な状況にある

- 近年、児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、令和4(2022)年の自殺者数は、統計を取り始めた昭和53(1978)年以降、**最多の514名**となり、令和5(2023)年の自殺者数も**513名**と高止まりしている。

## こども・若者の自殺対策の推進・強化が喫緊の課題

出典:警察庁自殺統計



# なぜ「こども・若者の自殺危機対応チーム」が必要なのか

## 「学校」や「地域(市町村)」も、自殺リスクのあるこども・若者への対応が困難な実情がある

### 学校現場の実情(課題)

- 希死念慮のある児童生徒への対応に慣れておらず、本人にどう接すればよいのか、また、いざという時にどこの支援機関につながればよいのかなど、**学校としてどう対応したらよいかわからない。**
- 本人の希死念慮の要因は、家庭の問題にも関係することがあるが、**家庭の問題にまで介入するのは難しい。**

### 市町村の実情(課題)

- **こども・若者以外にも取組を強化すべき対象層**が存在するほか、**医療機関等の地域資源の乏しさ**もあり、自殺の危機に対して専門的な支援を行うのは難しい。
- 児童生徒のうち最も自殺者数が多いのは**高校生**だが、その多くは**都道府県立学校**で、**市町村での対応は困難。**

連携不足

学校(教育委員会等)と地域(基礎自治体や保健所、医療機関等)の連携も大きな課題

## 「こども・若者の自殺危機対応チーム事業」を通じて期待される効果

### ① こどもの自殺防止と学校現場の負担軽減

- こどもの**自殺危機への迅速な対応**が可能に。
- **学校現場の負担軽減にも寄与**する。
- **若年層以外へのリーチ**(家庭全体への包括的な支援)もできる。

### ② 地域の自殺対策力の向上

- こどもの自殺危機対応の**ノウハウの蓄積**
- ケースへの具体的な対応を通じた、**学校を中心とした地域の自殺対策ネットワークの強化**

政令指定都市は、市単独でのチーム設置・運営のほか、各地域の状況に応じた設置・運営(例:都道府県と協働でチームを設置・運営)も可能。

地域全体で「こども・若者が自殺に追い込まれることのない地域づくり」を進める

# 危機対応チーム設置に向けた国の動きと実施自治体の状況について

## 国の動き

- 2022年に閣議決定された「[自殺総合対策大綱](#)」にチームの設置が盛り込まれる。
- 2023年6月にこども家庭庁がまとめた「[こどもの自殺対策緊急強化プラン](#)」において、こどもの自殺対策の柱として同チームの「全国への設置を目指す」ことが謳われる。
- 2023年9月8日、厚労省、文科省、こ家庁3大臣合同で、チームの設置を呼びかけるメッセージを発出。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/jisatsutaisaku\\_press230908.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/jisatsutaisaku_press230908.html)
- 2023年9月22日、3省庁合同の主管課長会議を開催、危機対応チームの事業説明を実施。  
(都道府県・政令指定都市の自殺対策主管課、地域自殺対策推進センター、児童福祉主管課、教育委員会など、こどもの自殺対策に関わる様々な部局の関係者、約270名が参加。)
- 令和6年度地域自殺対策強化交付金(令和5年度補正予算含む)において、チーム事業の交付率10/10。

## 実施自治体の状況 ※詳細はP8~11参照

- 令和5年度には、長野県の他に、福井県、大阪府、静岡市の計4自治体がチーム事業を開始。
- 長野県以外の自治体は、現在、主にチーム体制の構築を進めている状況。本格的にケース対応を始めるのは、今年度からになると思われる。
- 令和6年度は、上記4自治体に加え、新たに12自治体が事業実施予定。
- 令和7年度以降実施予定と回答いただいた自治体を含め、今後適宜説明の場を設ける予定。

# 「こども・若者の自殺危機対応チーム」事業の概要

## 1 設置目的

多職種の専門家で構成する「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置することにより、地域の支援者のみでは対応が困難なケースに直面したとき、専門家の助言や直接支援（緊急時等、必要に応じて）を速やかに受けられるようにすること

## 2 メンバー構成

精神科医、心理士、保健師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする  
(チームの事務局は、地域自殺対策推進センター等が担う)

## 3 対応が想定されるこども・若者

次のこども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に、危機対応チームによる支援を必要とする者(※)

- ① 自殺未遂歴がある
- ② 自傷行為の経験がある
- ③ 自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない
- ④ 家族を自殺で亡くしている

※本チームは原則、学校等地域の支援者を支援するものであり、学校現場等の対応力向上に還元することも見据え、緊急時を除き、直接支援を行うことは、原則として想定されない。

## 4 活動内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施

- ① チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
- ② 支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③ 支援の終了：地域の関係機関への引継

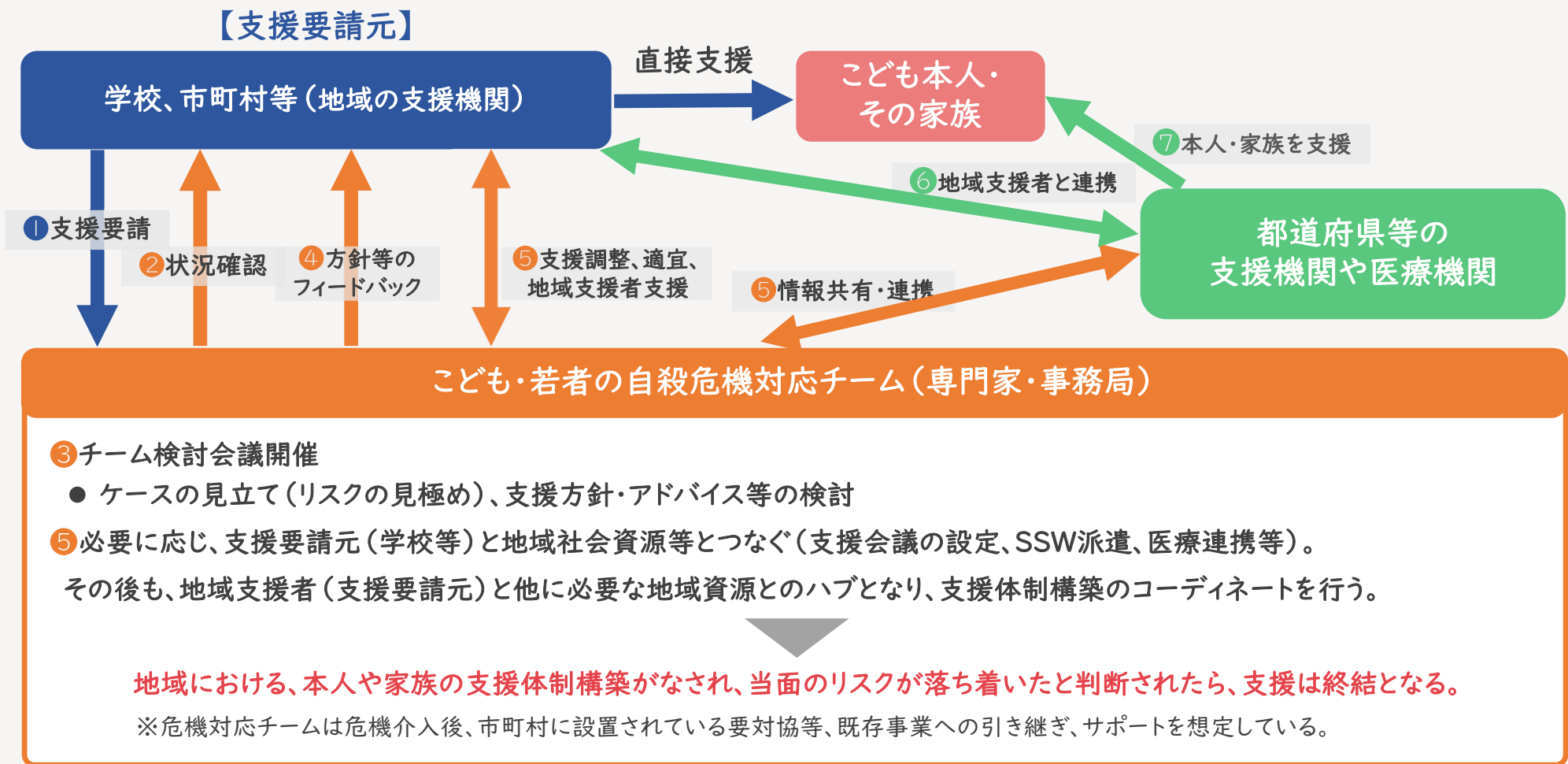
## 5 JSCPが、本事業への取組を支援

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が、長野県等の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う

## 6 交付金の補助率は10/10(令和6年度時点)

補助対象は都道府県・指定都市、補助率は10/10 [令和6年度厚生労働省予算資料\(P15、全体ではP104\)参照](#)

# 「こども・若者の自殺危機対応チーム」の支援フロー（イメージ）



## ポイント

- 1) 当該生徒の危機状況がどの程度であるかを確認するため、上記②の支援要請元への状況確認（電話や対面等）は、迅速に行う。
- 2) 本チームの役割は、当該生徒だけでなく、必要に応じて、その家庭の課題も含めた包括的な支援体制の構築を担うことである。  
（本チームはあくまで支援要請元である学校、市町村等（地域の支援機関）との仲介役であり、一時的にサポートする立場である。）

# チーム事業の目指すものと実施要件

## 目指すもの

- 短期 :こども・若者の自殺防止(迅速かつ適切な対応の実施)
- 中長期 :地域における自殺対策力の向上(学校等地域の支援者間での連携体制の構築・強化)

※初年度から、必ずしもケース対応を始められなくてもよい。初年度は自殺対策主管課や精保センターと教育委員会等との連携体制構築、ほか、地域の医療機関や専門家メンバーへの事業説明や協力依頼等の、チーム体制構築のプロセスも事業の実績として認められる。

## 実施要件

1. 首長部局(自殺対策担当)と教育委員会が緊密な連携を図りながら、危機対応チームの事務局運営を行うこと。  
(事務局をどこが担うかについての具体的な定めはなく、行政内であれば、各自治体の実情に応じた形で構わない。ただし、事務局機能の外部への全委託は基本的に想定されない)
2. 主に学校からの支援要請に応じる形で、児童生徒の自殺危機に対応すること。
3. チームは、精神科医、心理士、保健師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人など多職種のメンバーで構成すること。
4. 事務局のケース調整担当の人材確保も検討すること。  
(当該人材の確保は必須要件ではないが、事務局を担う行政担当者の負担軽減のためにも、人材を確保することが望ましい)
5. チームは原則、学校等地域の支援者を支援するものであること  
(地域の支援者が、児童生徒や保護者等への適切な声かけや説明、医療へのつなぎ、家族も含めた包括的な支援体制を構築等するための具体的な助言や支援、コーディネート等を行うことが想定される)  
※学校現場等の対応力向上に還元することも見据え、直接支援を行うことは緊急時を除き、原則として想定されない。

チームの立ち上げから、立ち上げ後の運営まで  
トータルで伴走支援を行います。

## 1 立ち上げサポート

- 事業詳細についての説明会の開催
- 自治体からの個別問い合わせへの対応・助言
- 立ち上げまでの実施フローやToDoの提供
- 立ち上げに向けた各種策定物のひな形の提供（チーム運営関連、ケース支援関連等）
- 自治体が開催する危機対応チーム準備会議への参加、事業説明等
- 立ち上げに向けた個別フォロー（会議の実施、上記含めた事項についての助言、問い合わせ対応） など

## 2 立ち上げ後の運営サポート

- チーム発足後の危機対応チーム会議への参加、運営方法等についての助言
- ケース対応について、先行自治体での支援事例に基づいた対応策の共有、助言（※）
- 危機対応チーム立ち上げ自治体間の連絡会議の立ち上げ、開催
- ほか必要に応じて、先行自治体の事業関係者等を交えた情報共有会の開催  
など

※ケース会議等に参加しての助言ではなく、問い合わせ時や上記の連絡会議時等における助言を想定

ご不明点等ございましたら、お気軽にJSCP「こども・若者の自殺危機対応チーム 支援事務局」までお問い合わせください。

[crt\\_support@jscp.or.jp](mailto:crt_support@jscp.or.jp)



# 参考：令和5年度における実施自治体の状況①

自治体名	チーム事務局設置部署 事務局員数・職種	支援対象者	チーム構成員の 職種と役割	庁内外関係機関との調整状況
長野県	<p>地域自殺対策推進センター（精神保健福祉センター）、健康福祉部保健・疾病対策課</p> <hr/> <p>4名（自殺対策推進センター常勤職員1名（心理）、任期付職員1名（福祉）、健康福祉部保健・疾病対策課常勤職員2名（事務））</p>	<p>「自殺未遂歴や自傷行為の経験がある」、「自死遺族」「自殺のほめかしがあり自殺の可能性が否定できない」者等自殺のリスクが高い子ども（概ね18歳まで）を支援する地域の支援者</p>	<p>●<b>精神保健福祉士</b> 地域からの支援要請に基づき、早急に支援要請者に対し対象の子どもの状況等を確認し、チームによる支援の方向性の検討等初動対応 ・（チーム内名称「事務局コーディネーター（CO）」 ・支援の中心として地域の支援者との連携調整、支援方針等の取りまとめ（チーム内名称「調整担当」）</p> <p>●<b>精神科医師</b>： ケースのアセスメント、受診等の助言</p> <p>●<b>公認心理師</b>： 臨床心理士：ケースのアセスメント</p> <p>●<b>弁護士</b>： 法的対応に係る助言</p> <p>●<b>ネット専門家</b>： ネットを活用した自殺対策、ネットと自殺の関係等に係る助言</p> <p>●<b>自殺対策NPO法人</b>： ケースの総合的なアセスメント ※状況に応じて地区チームメンバーが本人や保護者に直接対応することもあり得る</p>	<p>・教育委員会と情報共有・連携を図っている。 ・県内民間団体に委託し、県内4地域に設置している「長野県子ども・若者サポートネット」（ニートやひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の社会的自立支援のために、関係する支援機関が集まり個別ケース検討会議等を開催し、支援の役割分担の整理等を実施。）に協力依頼中。 ・長野県社会福祉士会に、調整担当としての対応について調整を実施。</p> <p>※このほか、具体的なケース対応状況等の概要については、11～12Pに記載。</p>
福井県	<p>福井県総合福祉相談所（精神保健福祉センター）</p> <hr/> <p>自殺対策担当者1名 精神保健福祉士</p>	<p>概ね40歳未満を支援する地域の支援者（主に小中学校、高等学校、並びに短期大学、大学等）</p>	<p>●<b>弁護士</b>： 貧困や家族関係、学校における対応手続き等の法律に関するアドバイス等</p> <p>●<b>精神科医</b>：小児科医 医学的な立場からの自殺防止に関するアドバイス等</p> <p>●<b>心理職</b>： 対象者アセスメントや支援者へ関わり方に関するアドバイス等</p> <p>●<b>精神保健福祉士</b>： 地域の社会資源や連携方法等のアドバイス等</p>	<p>・事業開始に向け、県高等学校長会、県公立小中学校教頭会、医幹業務検討会等への説明会を実施。 ・令和5年度当初、市町（自殺対策担当課、教育委員会、母子保健担当課、子育て支援担当課）、小中学校、高等学校、私立学校・幼稚園、大学、専門学校あて事業を周知。 ・当事業の目的や内容に関して教育委員会と適時事業に関する情報共有を実施。 ・福井県精神保健福祉士協会へ、事業体制内の調整役を委託できないか打診。理事会にて事業概要について説明。 ・福井県若者の自殺危機対応チーム会議を令和5年度末に実施。 参加者：アドバイザー、県障がい福祉課、県教育委員会（高校教育課、義務教育課）、事務局</p>

## 参考：令和5年度における実施自治体の状況②

自治体名	チーム事務局設置部署 事務局員数・職種	支援対象者	チーム構成員の 職種と役割	庁内外関係機関との調整状況
大阪府	<p>大阪府こころの健康総合センター事業推進課 (地域自殺対策推進センター)</p> <hr/> <p>自殺対策担当者2名 (保健師1名、社会福祉職1名)</p>	<p>地域において若者の自殺未遂事例への対応に苦慮している保健所、市町村職員、その他地域の支援者等</p>	<p>●<b>精神科医</b>： 医学的な見識に基づき、支援機関への助言等</p> <p>●<b>弁護士</b>： 様々な法的解釈や債務整理等に関する支援機関への助言</p> <p>●<b>相談員</b>※： 情報集約および整理、支援チーム内及び、地域の支援機関との連絡調整、支援事案への助言</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策主管課と協議し教育庁、保健所、等に事業内容について説明を実施。</li> <li>・引き続き、関係部署に同事業も含めた自殺対策の取組みについての進捗状況を共有する。</li> <li>・大阪弁護士会に事業実施について説明し、協力要請を実施。</li> <li>・市町村自殺対策主管課に事業実施について説明し、市町村関係各課に事業内容について共有を依頼し、同事業の活用について協力を依頼。</li> </ul>
静岡市	<p>静岡市保健所 精神保健福祉課 (地域自殺対策推進センター)</p> <hr/> <p>自殺対策担当者2名 (精神保健福祉士1名、保健師1名)</p> <p>地域自殺対策推進センター1名</p>	<p>市立小学校、市立中学校、市立高校</p>	<p>●<b>精神科医師</b>： 児童生徒や保護者、教員等支援者のメンタルヘルスに関する医療的な助言を行う</p> <p>●<b>弁護士</b>： 虐待や人権擁護、多重債務、離婚等、法律に関する助言を行う</p> <p>●<b>社会保険労務士</b>： 保護者に対する就労や社会保障制度の利用等に関する助言を行う</p> <p>●<b>精神保健福祉士</b>： こころの問題に係る課題整理や社会資源の利用に関する助言を行う</p> <p>●<b>社会福祉士(スクールソーシャルワーカー)</b>： 児童生徒や保護者の状況に合わせて社会資源の利用等に関する助言を行う</p>	<p>1 各専門職との役割調整を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会は、事務局と学校等との間に入り、相談内容の情報収集や学校側との調整役を担う。(相談内容によっては学校と共に相談者に寄り添い会議に参加することも想定。)</li> <li>・こころの健康センター(精神保健福祉センター)は、チームメンバーが会議に参加できない場合の代替等のサポートを想定。また、実施状況を共有し、事務局が行うアセスメント等に関して助言を行う。</li> <li>・児童相談所・家庭児童相談所は、チーム会議において必要とされた場合に、学校を通して継続的支援を実施。</li> </ul> <p>2 各専門職が顔を合わせ、それぞれの役割を確認し、事業理解を深めるための会議を実施</p>

# 参考：先行モデル事業（長野県）

令和6年3月1日開催  
令和5年度 第3回全国自殺対策主管課長等会議兼  
地域自殺対策推進センター連絡会議 長野県提出資料より

## ■若者の自殺危機対応チーム事業（長野県子どもの自殺危機対応チーム）

### ◆チームの概要

#### 1 子どもの自殺危機対応チーム

令和元年10月に設置され、学校等の地域の支援者に対して、多職種の専門家による助言、必要に応じてチームによる直接支援を目的としたチーム

#### 2 構成

コアチーム[11名]	地区チーム
●精神科医 ●心理士 ●精神保健福祉士 ●弁護士 ●自殺対策NPO法人 ●インターネット専門家	各職種2～3人 (自殺対策NPO法人、インターネット専門家メンバーは、 R5以降必要に応じ地区チームに参加)

#### 3 主な支援対象者

未成年者のうち、「自殺未遂歴や自傷行為の経験がある」「自死遺族」「自殺のほのめかしがあり自殺の可能性が否定できない」者等自殺のリスクが高いケース

#### 4 支援要請件数

令和6年1月末現在 延べ44件[自殺者はゼロ]

校種	人数	割合	1年	2年	3年
高校	34	77.3%	10	12	12
中学	10	22.7%	2	5	3

性別	人数	割合
男	13	29.5%
女	31	70.5%

※R5年度 12件の新規支援要請

# 参考：先行モデル事業（長野県）

令和6年3月1日開催  
令和5年度 第3回全国自殺対策主管課長等会議兼  
地域自殺対策推進センター連絡会議 長野県提出資料より

## ■若者の自殺危機対応チーム事業（長野県子どもの自殺危機対応チーム）

### ◆令和5年度の取組

#### ○地区チーム主体体制による支援体制の強化

・令和5年度から、より地域の実態に則し、迅速・効果的な支援を可能とする「地区チーム」主体体制による支援に強化。

##### ■ チームの役割

- コアチーム（長野県内1チーム）：地区チームのバックアップ、事例分析等
- 地区チーム（長野県内4広域に各1チーム）：支援要請ケースへの支援

#### ○地域の支援機関の体制構築

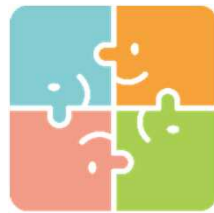
- ・当チームの役割として「地域の支援体制の構築」に向けた支援がある。
- ・地域の支援機関におけるハイリスクの子どもの支援のための体制構築を助言することで、その後の当該子どもの支援はもとより、他のハイリスクの子どもの支援のための体制構築にもつながる。
- ・市町村や医療機関、子どもを支援する機関等が連携し、地域において子どもを支援する体制を構築するための支援を実施。

#### ○チーム事業に係る評価

- ・当チームの支援事業に係る評価を実施。
- ・支援要請を行った者に対し、チームの支援状況等についてアンケートを実施。
- ・今後のチームによる支援力の向上に資する。

### ◆今後の取組【自殺の要因分析の推進】

- ・子どもの自殺の要因分析を来年度以降県として実施していく予定。
- ・自殺に至ってしまった子どもだけでなく、当チームによる支援を行う子どもが自殺リスクが高まった要因を併せて分析。
- ・当チームで支援している子どもたちが支援によりリスクが低下したことの要因分析。
- ・当チームの支援に繋がらず自殺に至ってしまった子どもが、チームの支援に繋がらなかった要因分析。



いのち  
支える